

建設アスベスト 東京第一陣勝訴判決が確定 2021年の闘いの課題

統一本部事務局次長 唐澤一喜

12月16日、午後7時、毎日新聞の記者から緊急で「翌日の朝刊に原告のコメントがほしい」と連絡があり、宮島さん(91歳・原告団共同代表)に電話でお願いしたとき「涙

国に勝利、一人親方は救済

被告企業さらに追及

首都圏から闘いの火蓋を切った建設アスベスト訴訟は、提訴して12年半。アスベストが原因として労災が認められたとしても国と建材製造企業という加害者が明確であるのに、わずかな補償を受けるのみで、このまま

がとまらなかったです。しばらく泣いていましたよ。ほんとうに……。ほんとうに良かった……。でも、多くの仲間がもう亡くなっちゃっていますから。この結果を聞かせたか

許して良いのか、責任を認めさせ被害者に賠償させるべきではないのか、また訴訟した原告だけではなく全国に広がる被害者を救済する制度を創設すべき、という思いから訴訟が始まっています。そして、ついに2020年



国に14連勝。東京高裁、東京2陣判決での旗出し(2020年9月4日)

最高裁に上告し解決を引き延ばす暴挙にでていること、さらなる最高裁闘争をすすめるため、さらなる被害拡大を告発し、新たな被害者(労災認定者)のおもいを受け止めるべく位置づけ第3陣を提訴しました。

これまでの12

91歳で苦しいが最後まで一緒に

1陣・宮島和男さんの談話「提訴にあたって、『原告になってほしい』と話があり、東京土建という大きな組織への信頼があったので立ち上がる決意をし、共同代表になることも引き受けました。12年間闘ってきた、世間の人はアスベストの危険性をまだまだ知らないと感じました。ですから私の地元での宣伝行動や様々な活動にも積極的に参加し訴えてきました。今は話している



宮島さん

も息が切れて苦しい。91歳になり、歩くのにも不自由を感じるようになってきました。皆さんと一緒に最後まで行動していきたいです。闘いは団体戦で仲間にも力もらう



沼田さん

痛みを耐える父 今も心に

1に入った時、藤井先生(芝診療所)に診察で原因がアスベストと判明、労災認定を受けました。先生からアスベスト弁護団を紹介され、東京土建に加入し2陣の提訴に加わ



勝田さん

2陣・沼田透さんの談話「40歳頃から変調をきたし、環境を変えればと思いついた。2006年に首都圏に出ました。それでも体調が戻らず、ホームレスに。緊急一時保護センターに。緊急性一時保護センター

2021年に向け原告の声

弟と東京し、60年以上左官としてオフィスビルなどの建設に従事しました。とにかく仕事が好きで父でした。そんな父が、症状が進行する中でも泣き言一つ言わずに痛みを耐えていたことが私の心に焼き付いています。病名が判明してからわずか8カ月で亡くなりました。今でも父に会いたい。国や企業の責任ははっきりしていると思います。多くの亡くなられている原告があるなかで、被害を受けた方が救済されることを望みます。



「なくせアスベスト被害」(2017年5月19日)

原告だけでなく すべての救済を

東京土建(首都圏建設アスベスト訴訟統一本部)は、提訴時から裁判勝訴だけが目的ではなく、その判決をテコに

世論形成と政治へ働きかけ

補償基金制度の創設

これからの闘い・運動の最大の重点は、補償基金創設をはじめとする建設アスベスト訴訟の全面解決に向けた世論の形成と政治への働きかけです。現在、早期解決、基金創

が、各々裁判を起こすのは無理があります。しかし、補償基金制度が創設されれば、裁判を起こさなくても救済されることとなります。基金の負担者は国とアスベスト建材企業とし、この間の訴訟で示された基準慰謝料額を被害者に給付します。

原告を先頭とした12年半に及ぶ闘いは十分に最高裁をして勝訴の判決を書かせるだけの成果と前進を作り上げてきました。原告(遺族)は、同じ言葉を語ります。私と同じ苦しみを後世に残したくない」と。原告は私たち組合員の代表であり、いつ発症するかわからない未来の被害者のためにも闘っているのです。亡くなられた原告は648人、7割の仲間が志半ばで亡くなるという異常な事態。最高裁でアスベスト建材製造企業にも勝利する判決を勝ち取り、その勝利判決をテコに、国に補償基金制度を作らせる政治解決をはかる、そして原告になっていない被害者も救済していく。この社会的意義のある闘いを、今年も皆さんと共にすすめていきます。



東京地裁に入廷する第1陣の原告、弁護団、統一本部役員ら(2008年5月16日)

新たな被害者受け3陣提訴 原告数は1100人超

2020年は、訴訟において、まさに最終局面の闘いを展開した年でありました。国・アスベスト製造建材企業は、これだけ裁判で負けているにも関わらず負けを認め

12月14日付で最高裁第1小法廷は、東京1陣訴訟の上告受理・不受理決定しました。最高裁は、審理が1回となり、高裁判決を変更する項目のみについて弁論を行ない、事前に上告受理、上告不受理が決定されます。

被告企業12社に対する原告側の上告が受理され、弁論が行なわれます(↓東京高裁判決では、企業責任を断罪できていないため)。よって、被告企業についても勝訴する可能性は高いと判断できます。

2020年は、東京高裁と東京地裁で2つの判決がくだされました。8月28日、神奈川県2陣訴訟・東京高裁判決が言い渡され、建材企業責任、一人親方を含めた国の責任を認め、さらに賠償額も増額して、被害者44人(原告64人)全員を救済する画期的な判決です。

1週間後の9月4日、東京地方裁判所第1民事部は首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟について、建材企業責任、一人親方を含めた国の責任を認める判決を言い渡

です。1週間後の9月4日、東京地方裁判所第1民事部は首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟について、建材企業責任、一人親方を含めた国の責任を認める判決を言い渡